

第26回

子供に万引きをさせない連絡協議会

令和5年11月28日（火曜日）

Web会議

東京都生活文化スポーツ局

午前 10 時開会

○事務局職員 お待たせいたしました。定刻になりましたので、これより第 26 回「子供に万引きをさせない連絡協議会」を始めます。

本日は、ご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日、協議会を進行いたします事務局の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めに、本協議会設置要綱第 3 条 2 項により協議会に会長を置くことを規定しております。会長選出に当たりご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○共生社会担当課長 はい。東京都生活文化スポーツ局の宮澤でございます。会長には文教大学の須藤先生がよろしいかと思えます。

○事務局職員 ただ今、文教大学人間科学部須藤明先生が推薦されました。委員の皆さまにおかれましては、ご異議等ございますでしょうか。

ご異議等ないようですので、本協議会の会長を須藤明先生とします。

それでは、初めに、協議会開催に当たり会長よりごあいさつがあります。文教大学人間科学部教授須藤様、よろしくお願いいたします。

○須藤会長 おはようございます。聞こえてますでしょうか。大丈夫ですね。

ただ今ご指名いただきました文教大学の須藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、最初に簡単に自己紹介をさせていただきますけども、私、長年、家庭裁判所の調査官という仕事をしておりまして多くの非行をした少年たちと出会ってまいりました。13 年前の 2010 年の 4 月から大学の教員に転じまして、犯罪心理学、特に犯罪心理鑑定を専門にしております。また、さいたま市のほうのスクールカウンセラーのスーパーバイザーとして教育関係にも携わっております。

皆さんご承知のように、非行の入り口として万引きっていうのがございます。それから、少年非行の過半数、51% ぐらいは窃盗事件が占めていて、そのうちの多くが万引きになります。したがって、非行の入り口としての万引きをどのように防ぐかというのはとても大事な観点になりますので、本協議会にて皆さまと有意義なディスカッションができればなと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局職員 須藤会長ありがとうございます。

それでは、本日の流れ等について私よりご説明します。次第の 3、報告では、東京都及び警

視庁の取り組みについて各担当よりご報告します。報告に関する質疑応答は、3つの報告が全て終了した後で時間を設けます。次第の4、協議では、東京都より取り組みについての提案が2点ございますので1点ずつ協議を行いたいと考えております。

これ以降の議事の進行は会長が行います。それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。

○須藤会長 はい、それでは、ここから私が進行を務めさせていただきます。今、事務局のほうからご説明がありましたように報告が3つございます。3つ終わった時点で質問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、東京都より子供の万引き防止に関する都の取り組みにつきまして説明がございます。東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部、よろしくお願いいたします。

○共生社会担当課長 東京都生活文化スポーツ局の宮澤でございます。私からは、令和4年度から令和5年度にかけての東京都における子供の万引き防止に関する取り組みについてご報告いたします。

では、資料に沿ってご説明します。

まず、最初に、万引き防止啓発リーフレットについて概要と実施状況をご説明します。東京都では、平成19年度から子供たちの発達段階に応じた効果的な万引き防止の啓発を行うために、都内の全ての小学校の2年生と5年生、また、全ての中学校の2年生を対象として毎年リーフレットを作成して配布しております。

都内の小中学校を対象としました令和5年の活用状況調査では、「発達段階に即しており内容が分かりやすい」とあるとか、「書き込み式で活用しやすい」といった内容に対する好意的なご意見を頂いているところです。また、「このリーフレットが届くことが指導のきっかけになる」といった前向きなご意見も頂いたところであります。

一方、指導する場面の例や万引きに関する情報など指導者向けの情報の継続的な提供と併せて、時代に合わせたデジタル教材の検討を求める声が続き上がっています。前回の協議会、これは去年の協議会ですけれども、その中で委員の皆さまのご意見を踏まえまして、中学生用リーフレットのデジタル化を実施したところであります。好評を頂いていることや小学校からも要望があることから、次年度は従来のリーフレットと併せまして小学生用リーフレットのデジタル化を考えています。後ほど、協議事項としてご意見を頂きたいと思っております。

こちらは、健全育成音楽劇を見た後にリーフレットを活用した事後学習を受けた児童を対象にしてアンケート調査を行った結果でございます。ご覧のように約9割の児童が「とても分か

りやすかった」、「分かりやすかった」という肯定的な意見でありました。来年度は一部微修正しますが、内容としてはこのまま作成して配布していきたいと考えています。

続きまして、健全育成音楽劇についてご報告いたします。初めに概要についてご説明いたします。万引きをテーマとした声楽団体による音楽劇を上演することで、児童と保護者、地域住民などが万引きについて考え、「万引きをしない、させない、見逃さない」という機運を醸成する機会としております。この事業は、平成 20 年度から実施しており、令和元年度からは都内の全ての小学校を対象に募集し、毎年 4 つの学校で公演を実施しております。

今年度につきましては、ここにある 4 つの学校で実施しまして、保護者などを合わせて合計で約 1,610 名が観劇をいたしました。音楽劇を実施した後は、先ほどの万引き防止啓発リーフレットを活用した学習を行っております。授業内ではご覧の写真のとおり、実際に友達などから万引きに誘われた場面を想定したロールプレイングを行ったり、児童自身が考えたことをグループディスカッションをしたり、断り方を意識した学習が行われています。

また、大学の先生による教員、保護者、地域住民対象の講話を行った学校もあります。

学校によっては、金融教育、キャリア教育と関連付けて事後学習を実施しました。この学校は、全校体制で「特別の教科 道徳」の授業を実施し、その際にリーフレットを活用して善悪の判断について考えました。

また、学校行事の中で、児童が保護者や地域の方に対して、児童自身が用意した商品を実際の貨幣を使用して販売する活動を行いました。店舗の立場に立って商品の売買を行うことで売り手側の気持ちを考えていました。

このようにリーフレットをさまざまな場面で活用する学校が増えています。

最後に万引き防止標語についてご説明します。万引き防止標語は、令和 2 年度から作成しており、令和 4 年度も健全育成音楽劇を実施した 4 つの学校の児童に作成してもらっています。

その中から各校 2 作品ずつ、合計 8 作品を委員の皆さまの審査で選出していただき、掲示用のポスターとステッカーを作成しています。このポスターとステッカーは、今年の春に実施校の近隣の商店街に配布し、掲示していただきました。

こちらは中野区での活用状況です。商品付近の掲示に限らず、右の写真のように店舗外の入り口のデジタルサイネージに掲示するなど、店舗ごとに工夫して掲示しています。ポスターを見たことで、児童や保護者、地域住民の方々が万引き防止について話すきっかけとなり、地域での万引き防止の啓発につながっています。今年度作成する標語の啓発物については、昨年同

様ポスターとステッカーの作成を検討しております。また、より一層、啓発効果を高めるためポスターのサイズ変更を考えております。この後、協議事項として皆さまにご提案してご意見を頂ければと思います。

子供の万引き防止に関する都の取り組みについて、私からの報告は以上になります。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。では、続きまして、警視庁より東京都内における少年非行の状況につきまして説明がございます。警視庁生活安全部少年育成課、よろしくお願いいたします。

○黛委員 警視庁の少年育成課の黛でございます。早速ではございますが、東京都内における少年の非行と私どもが実施をしております少年に対する万引き防止の取組についてご説明させていただきます。

まず、初めに、こちらの表で少年の検挙・補導状況をご確認いただきたいと思います。令和4年中に刑法犯で検挙・補導されました少年、3,042人で、そのうち窃盗犯は1,537人、さらに、その中で万引きで検挙・補導された少年は890人で、昨年と比べて増減を見てみますと、刑法犯全体では、検挙・補導された少年は増加しておりますが、万引きで検挙・補導された少年は、前年に比べまして145人減少をいたしました。

次に、学識別で確認をしていただきますと、令和4年中に万引きで検挙・補導された少年のうち小学生は374人で前年比50人の減少、小中学生は183人で前年比3人増加、高校生は193人で前年比51人減少、その他はご覧のとおりとなっております。先ほど、万引きで検挙・補導された少年は全体としては減少している旨をご説明申し上げましたが、再度分析してみますと、万引きで検挙・補導された少年の中で小学生が占める割合は約42%でありますことから、今後は特に小学生を対象とした対策に注力していくことが重要であると考えております。

次に、私ども警視庁少年育成課の取り組みをご説明いたします。ご案内のとおり、万引きは初期型非行の1つで、万引きを入り口としてさらに深刻な非行に発展する場合がありますと言われております。このため、小学生低学年のうちから、万引きは犯罪であることを意識付けていくことが重要であります。そこで、私どもでは、学校における非行防止教室の実施、ポスターやチラシの作成・配布、万引き防止啓発活動のYou Tubeでの配信、各種イベントの開催など、広報啓発活動の他、都内に8カ所あります少年センターにおいて心理技術職員が子供や保護者からの相談に応じている他、ヤングテレホンコーナーを開設して24時間、365日相談を受け付けるなどさまざまな活動を推進しているところでございます。

その一例をご紹介しますと、私どもでは毎年都内在住、在学しております児童・生徒から少年の非行防止啓発ポスター作品を募集しており、本年は小学生低学年の部のテーマを万引き防止といたしましたところ全部で 173 作品の応募がございました。作品につきましては、いずれも甲乙付け難い力作ぞろいではありましたが、その中から最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点を選出し表彰をさせていただきました。ただ今ご覧いただいておりますのが、最優秀作品と優秀作品になります。

なお、最優秀作品と優秀作品は、ご覧のようなポスターに加工いたしまして、来年、各学校や駅などに掲示する予定となっております。

また、先の 11 月 18 日と 19 日の 2 日間にわたりまして、武蔵村山市内にごございますイオンモール武蔵村山において少年の非行防止啓発ポスター展を開催いたしましたところ、多数の親子連れの皆さまに会場していただくことができました。

さらに、ゲストのダンディ坂野さんと永尾柚乃さんによる万引き防止等をテーマにしたトークショーを実施するなどして万引き防止に関する広報啓発を行ったところでございます。こちらのイベントの様子をまとめた 30 秒ほどの動画を作成いたしましたので皆さまにご覧をいただきたいと思っております。

〈動画上映〉

○ 黛委員 ご覧をいただきまして、誠にありがとうございます。私ども、少年育成課では、引き続き皆さま方のご理解とご協力をいただきまして少年の万引き防止の各種取り組みを進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で私どもからの説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○ 須藤会長 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、東京都のほうから子供の非行防止、健全育成に関連している万引き防止対策以外の取り組みとして若者を加害者にさせない都の取り組みにつきまして説明がございました。東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部治安対策課、よろしくお願いいたします。

○ 治安対策課長代理 生活文化スポーツ局都民安全推進部治安対策課の横田と申します。私からは、治安対策課で実施している若者を加害者にさせない都の取り組みを紹介いたします。資料のほうを共有させていただきます。

治安対策課は、主に 3 つの事業を行っています。特殊詐欺対策や女性に対する犯罪の防止策などを行う身近な犯罪の防止対策、外国人不法就労や滞在支援対策を行う事業、そして、暴力

団排除対策です。本日は、その中で特殊詐欺加害防止対策として実施しているターゲティング広告による警告と、特設サイトによる啓発、そして、暴力団排除対策として青少年に実施している実演式講話について紹介いたします。

それでは、まず、特殊詐欺加害防止対策から説明いたします。

特殊詐欺については、令和4年は3,218件、約67億8,000万円と依然として多くの被害が発生しています。そして、検挙された人の約20%が少年、20代以下の若者となると約64%と若い世代の人たちになっております。特殊詐欺には、さまざまな役割の者が関わっていますが、現金やキャッシュカードを現場で直接被害者からだまし取る役や、現金の引き下ろしを担う受け子や出し子として犯罪に関わっている若者が多くいます。

東京都では、こうした犯罪に若者が関わることを防止するために、昨年9月から「高時給」、「楽に稼げる」、「受け」や「出し」などの特殊詐欺に関連するキーワードの検索者に対し、集中的な広報を展開し、いわゆる闇バイトへの応募を思いとどまらせる特殊詐欺加害防止に向けたターゲティング広告による広報を始めました。特殊詐欺犯罪における受け子や出し子などは、インターネット上の闇バイト関連のサイトやSNSにおいて募集されており、犯行に加担する者の多くがサイト上からの応募となるなど特殊詐欺犯罪の温床になっています。そこで、インターネット上での行動特性を捉えるリスティング広告の技術を活用し、受け子や出し子などのいわゆる闇バイトへの応募を思いとどまらせることを目的にターゲティング広告を行うこととしました。これらの取り組みは、全国の初の取り組みとなっております。

ターゲティング広告の仕組みは、こちらのとおりです。おおむね15歳～39歳の若者がYahooやGoogle、X、インスタグラムで特殊詐欺に関連するWordを検索すると3種の広告のいずれかがターゲティング広告として表示されます。そして、広告をクリックすると、特殊詐欺加害防止啓発サイトに誘導されます。ターゲティングで表示される広告としては、このようなイラストを用いて分かりやすく表現した啓発動画となっております。また、若者に人気のスポーツ選手による啓発動画もこちらの特設サイトには掲載されています。

それでは、ここで1本紹介させていただきます。

〈動画上映〉

○治安対策課長代理

今回見ていただきました動画については、直接こちらに表示されております二次元コードからも見るができますのでぜひご覧ください。

そして、ターゲティング広告で検索し、たどり着くサイトがこちらになります。特殊詐欺の用語解説や相談、支援機関を紹介しています。また、AIチャットボット機能を活用した相談システムを構築し、問題の解決につながる相談先を案内できるようにもなっております。

他には、大学生を対象に大学内のコピー用紙の裏や学食のテーブルトレイに広告の掲載、リーフレットを配布するなど若者を対象に幅広く啓発を実施しています。

以上が特殊詐欺加害防止対策となっております。

続きまして、暴力団排除対策として実施している実演式講話について紹介いたします。東京都では社会全体で暴力団排除機運を高めるためのキャンペーンを実施するなど、暴力団追放運動推進、都民センターや警視庁と連携した広報啓発活動を行っております。その中で青少年を対象に実施しているのが暴力団排除に係る実演式講話となります。

実演式講話は、都内の中学、高校等でプロの劇団による迫真の演技を通じて、安易な気持ちで犯罪に加担してしまう青少年や、青少年を利用しようとする暴力団などの実態を伝えるものです。今年度は、特殊詐欺と薬物編の2部構成での実演となっております。

社会問題となり、暴力団等の犯罪組織が背後にいる特殊詐欺と薬物犯罪をテーマに、青少年に対し演劇を通じて、その危険性や実態を分かりやすく伝えています。学校などからの申し込みを受けて劇団を派遣することになりますが、こちらに関しては、既に今年度の申し込み数が予定の上限に達しているなど大変ニーズのある講話となっております。

以上が治安対策課の若者を加害者にさせない、犯罪に加担させない取り組みとなっております。ターゲティング広告や特設サイト、実演式講話を通じて、少しでも多くの若者が犯罪に加担し加害者にならないよう引き続き啓発活動を実施してまいります。ありがとうございました。

○須藤会長 はい、ありがとうございました。以上で3件の報告をしていただきました。ここまでの内容につきまして委員の皆さまのほうからご意見、ご質問等はございますでしょうか。あればご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。では、私から質問させていただきます。

警視庁から少年非行の推移についてお話がありましたけども、窃盗犯、万引き犯ともに減ってはいる、一方で刑法犯が増えてますけども、ということは、他の何か犯罪類型で特徴的なものが増えてるのではないかと推察します。何か傾向みたいなのがあればお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○黛委員 はい、お尋ねございました、先生、大変申し訳ございません。今、手元にお答えでき

るような資料のほうがございませんで、これ、改めてこちらのほうでお調べをさせていただいて、事務局を通じて皆さまのほうにご周知のほうをさせていただければと思うんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

○須藤会長 はい、分かりました。ありがとうございます。たしか成人に関してですが、上半期の検挙人員が増加のほうに向かったという速報データを最近目にしたりしてたものですから、少年事件も同様の傾向が出てきているのではと思い、何か特徴的なものがあればと質問させていただきました。後日の報告で全然構いませんので、よろしく願いいたします。

○黛委員 恐縮です。よろしくお願い申し上げます。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。他にいかがですかね。何かご質問等はございますか。よろしいですかね。このリーフレットの活用も、私、先ほど冒頭の自己紹介でちょっとお話ししましたが、さいたま市のほうに関わっていますし、また、公認心理師協会の関係で埼玉県教育委員会とも交流がありますが、こうしたリーフレットの活用は聞いたことがありませんでした。大変有意義な活用方法と思います。そこで、1点だけ、お伺いしますが、平成3年度に比べてかなり上昇しているのは、何か特別な取り組みをされたのでしょうか。また、さらに活用してもらうための工夫などお考えがあるのか、コメントをお願いします。

○共生社会担当課長 はい、今のリーフレットのことについて少しだけお話ししたいと思います。リーフレットにつきましては、先ほど38万部という大変多い部数が配られているということでありまして、学校の現場で授業や朝の会や帰りの会などで取り上げていただいているというところがございます、満足度調査を毎回、2年に1回やっています、その結果が令和3年度は57%、令和5年度は65%という次第でございます、少しずつではありますけれども定着した感があるということでもあります。

ちょっと先ほども申しあげましたけども、一方で学校現場の先生方からは、最近デジタル教材の普及に伴いまして、必ずしも紙は必要ないのではないかという意見がある一方で、そのリーフレットを自宅に持ち帰ってもらって、自宅で保護者の方にもお話、児童からお話しいただくということも期待するようなことまで考えると紙は残していいのではないかという意見も一方でありまして、どうするべきなのかというのが大変悩ましいところでありまして、この後、皆さまからもご意見を賜りたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。あとはよろしいですかね。

最後のご報告であった特殊詐欺事件は確かに看過できないところがあります。これは加害行為に加わることはあるのですが、ある側面でそうした行為に巻き込まれるという点で少年たちが被害者的でもあるという点で、大変重要な観点かと思っています。それから、外国人のお話もありましたけども、外国人の子供たちの日本社会における適応と不適合というのも、共生社会に向けて教育現場がどのように取り組むのかという点で、大きな課題になってくるかと思いました。

それでは、特に委員の先生方のほうからご発言がないようであれば、議題の4の協議のほうに移りたいと思いますけども、よろしいですね。

それでは、協議の1ですね。先ほど発言いただきました万引き防止啓発リーフレットの補助資料についてです。事務局から委員の皆さまに事前に意見を頂いておりますが、改めまして事務局から素案について説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○都民安全課長代理 はい、事務局の宮崎でございます。本件につきましては、私からご説明させていただきます。画面のほうを共有させていただきます。

都では、学校においてリーフレットをさらに活用していただくために、昨年度、中学生向けのスライド資料を作成し配布してまいりました。今年度は、小学生向けのスライド資料の作成、配布を検討しております。配布を予定しているスライド資料は、ご覧のようなものとなっております。こちらは一部抜粋しております。皆さまから事前に頂戴したご意見を反映したスライド資料をこの後ご紹介させていただきます。

本件に関して、ご意見いただきたい内容は、補助資料としてデジタルスライド資料を作成することについてと、作成する資料の内容についての2点でございます。都は、令和2年度以降、指導者向けの資料として活用の手引きや発達段階に応じた指導案を作成し、リーフレットとともに各学校へ配布し、学校での活用を促すようにしてきました。今年実施したリーフレット活用状況調査において、学校現場から現在の教育環境に合わせたデジタル教材の検討を求める声が上がっております。この背景には、生徒1人1台端末が全都的に配備され、さまざまな場面で活用する学校が増えたこと、教材自体が手元になくてもいつでもどこでも活用できることが重要という考えの教員が増えたことが関係していると考えられます。

そこで、都は、啓発リーフレットを授業等でさらに積極的に活用していただくため、昨年の中学生用に引き続き小学生用のリーフレットのデジタル化を検討することとしました。デジタル版の検討に当たり、活用のしやすさを考え、まずは教育現場において多く使用されているパ

ワーポイントのスライド資料として作成し、配布することとしました。

また、現行のリーフレットの良さを引き継ぐことが大切であると考えまして、問題を解きながら知識の定着や技術の向上を図ることができるような内容とし、生徒が書き込めるスペースを設けたワークブック形式にすることとしました。さらに、スライド資料にアニメーションを設定し、児童の興味、関心が高まるようにしました。これらを踏まえ出来上がった案をお見せします。

こちらは小学校低学年用となります。

〈スライド画面共有〉

- 都民安全課長代理 ご覧いただきましたように、学校の実情や児童の発達段階に合わせて選択して使用できるよう閲覧版と記入版の2種類を作成します。今ご覧いただいたものは閲覧版となります。

こちらは小学校低学年の記入版となります。

〈スライド画面共有〉

- 都民安全課長代理 教員から発問をする場合や、児童に考えさせる場合に使用することを想定しております。ご覧いただきました小学校低学年用と同様に、小学校高学年用も閲覧版と記入版の2種類を作成します。

以上でございます。

- 須藤会長 はい、ありがとうございます。事務局より補助資料としてデジタルスライド資料を作成すること、それから、作成する資料の内容、この2点について委員の皆さまのご意見を頂戴したいという話がありました。事前にいただいたご意見等以外でご発言のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。おられれば挙手でご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、岡部委員でしょうか。よろしく願いいたします。

- 岡部委員 はい、いつもお世話になっております。ありがとうございます。今回、補助資料の作成について、紙のリーフレットとスライドの電子的なもの、どっちも必要になってくるということはやっぱりあると思うんですけど、ちょっと大変ではあるんですけど両方使って啓発していくってことは必要なのかなとは思ってます。

以上です。

- 須藤会長 紙と両方が必要だという、そういう趣旨のご発言で良かったでしょうかね。はい、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。せっかくの機会ですので、もしご発言があればお願いしたいと思いますが。よろしいですかね。

それでは、今の岡部委員のご発言も含めて事務局よりご意見等あればお願いしたいと思えます。

○都民安全課長代理 補助資料の案につきましては、おおむねご賛同いただいたということで、この案に基づきまして当課で作成を進めてまいります。なお、完成しましたら委員の皆さまにご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議事項の2ですね。万引き防止標語を活用した啓発物についてということで、これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

○都民安全課長代理 はい、私から引き続きご説明させていただきます。画面共有させていただきます。

都は、ご覧のとおり令和2年度から万引き防止標語事業を実施してまいりました。標語を活用した啓発物として昨年度はポスター及びステッカーを作成し、配布しましたが、今年度も引き続きステッカーとポスターの作成を検討しております。

配布を予定している啓発物は、ご覧のとおり A2 サイズのポスターと A3 サイズのポスター、そして、縦およそ 14 センチ、横およそ 9 センチの大きさのステッカーの 3 種類です。A2 サイズのポスターと A3 サイズのポスターには、優秀作品として選ばれた標語 8 作品全てを掲載します。ステッカーは全部で 8 種類作成し、大きさの関係で 1 種類につき 1 作品ずつ掲載をします。ご覧いただいているポスター及びステッカーの図案はイメージとなっております。

本件に関してご意見いただきたい内容は、昨年度に引き続きポスター及びステッカーを作成、配布することについてと、作成する啓発物の案についての 2 点でございます。

都では、昨年度、店舗入り口やレジ周辺に掲示するためのポスター及びステッカーを作成し、標語を作成した学校の近隣にある店舗へ配布してまいりました。活用状況を確認したところ、壁やレジ周辺等への掲示にとどまらず、啓発物の視認性の高さをさらに生かし、店舗入り口に設置されているデジタルサイネージを活用して掲示されておりました。店舗の担当者からは、「掲示箇所が限られている場合に有効」といったご意見や、「視認性や汎用性がより一層高まった」といったご意見を頂戴いたしました。

そこで都は、広く地域住民等へ訴求ができるように引き続き汎用性の高い啓発物を作成する

こととしました。地域の掲示板や集会所等、屋内外問わず広さがある場所への掲示用として A2 及び A3 の大きさのポスターを作成することとし、店舗のレジ周辺等、主に屋内の狭い場所への掲示用として縦およそ 14 センチ、横およそ 9 センチの大きさのステッカーを作成することとしました。3 種類の大きさの啓発物を用意することで汎用性を高くします。

万引きをしないよう店舗利用客等へ直接的に訴求するだけでなく、万引きを許さない地域をつくりたいと、広く地域住民へ間接的に訴求します。

説明は以上でございます。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。ただ今、事務局より昨年度に引き続いてポスター及びステッカーを作成してそれを配布すること、そして、作成する啓発物の案について委員の皆さまのご意見を頂戴したいという話がありました。この点について、ご意見がある委員の方は挙手でご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですかね。おおむねこれでいいというようなことでしょうか。では、特にないようですが、事務局のほうで何か追加の説明ございますか。

○都民安全課長代理 はい、こちらにつきましても、補助資料の案につきましては、ただ今おおむねご賛同いただいたということですので、この案に基づきまして当課で作成を進めてまいりたいと思います。また、改めまして委員の皆さまにご報告させていただきますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○須藤会長 はい、ありがとうございます。

それでは、続いて次第の 5 の連絡のほうに移りたいと思います。それでは、特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構の光眞委員、お願いできますでしょうか。

○光眞委員 はい、全国万引犯罪防止機構の光眞でございます。私どもも青少年の規範意識を向上させるために全国中学校に対する万引き防止啓発事業を行っています。これは、日本宝くじ協会の助成事業でございまして、壁新聞と私ども言っておりますポスターですが、これは 11 年目に入っております。それから、保護者向けの冊子については 5 年目でございます。これはそれぞれアンケート等を取って保護者の皆さまからいろんなご意見を頂戴したものを毎年反映させる形で改版で配布をしてございます。もちろん都内の中学校にもこれは配布されております。

私どもの力だけではないんですが、ちょっと下のほうに統計資料を掲載させていただいてお

りますが、全国的な統計の数で見ますと、中学生の万引き・補導・検挙の件数が非常に減少しております。小学生の件数がほぼ横ばいであるのに対して、ここ10年ぐらいで10%を切るぐらいの勢いになっております。ただし、未届け事件等もございますので、この統計そのものが全体を反映しているかという点、そう言えないと言える一面もあるんですが、エビデンスとしてはしっかりした犯罪統計でございますので、いわゆる効果が上がっているというふうに感じております。

中学生の数は非常に落ちておりますけれど、いわばちょっと底を打った状態かなというふうに思われます。もちろん中学生は毎年進学してくるわけでありまして、その際にしっかりとした規範意識を持っていただくということでもあります。

それから、保護者向けの冊子については、今年は全国で119万部を各中学校を通じて配布してございます。これは先ほどもちょっと論議がありましたが、紙媒体ではどうなんだろうというふうなこともあります。学校を通じて各家庭にこれだけの資料が行っているということになりますと、それぞれの家庭の中でも万引き問題を話し合っただけの環境がつかれますし、その影響は生徒だけじゃなくて家庭の中にも浸透していくというふうに私のほうは期待をしているところでございます。

これが私どもの活動でご参考をいただければというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○須藤会長 はい、光真委員、ありがとうございます。私は、この保護者様へのリーフレットを拝見させていただきまして、大変よくできていると感じました。いかに防止するかも大切ですが、万引きが起こった時の対応はそれ以上に重要になってくると思います。その点で、リーフレットの5ページにあるような保護者の対応に関しても触れていることは、内容も含めて素晴らしいと思いました。つまり、お子さんが万引きをするとうろたえたり、とまどったりする保護者の方はたくさんいらっしゃいます。ついつい、頭ごなしに叱り付けてしまい、それがかえってまずい結果につながってしまうケースもあると思うのです。そういう意味で言うと、保護者の対応についても書かれているのは、とてもよいと思います。初期段階での万引きというのは風邪に例えられることがあるのですが、簡単に2～3日で治ってしまう場合もあるし、こじらせて肺炎になってしまう場合もある。小学生ぐらいの万引きですといろいろな背景があって、リーフレットに書かれてるような家庭内の問題とか、いじめとかありますから万引きを通じてサインを出してると考えることができます。したがって、保護者がそうしたサインをい

かにキャッチするか、向き合っていくのかという視点が私はとても大事だと思っています。強い叱責で一時的には万引きはやんでも、今度は思春期の時になってまた違う形で非行に出てくるっていう場合がかなりありますから、そういう意味で言うと、リーフレットは非常に良くできてるのではないかと思った次第です。ありがとうございました。

○光眞委員 はい、どうもありがとうございます。私どもでも、これはお子さんが1人ということではございませんので、きょうだいもいらっしゃいますので、毎年同じのを配布してもいけないということで中身をその都度検討しながら新しい材料を盛り込むなり、それから、今おっしゃったとおり、やっぱり何かあった時の対処が、いわば保護者の方ができてないんですが、こういった冊子で非常に勉強になると、こういうふうなご意見も頂戴しておりますので、引き続き継続してやっていきたいと、こんなふうに考えております。ありがとうございました。

○須藤会長 ありがとうございました。

それでは、若干時間もありますので、もし他に連絡等々がある団体がございましたら発言を求めたいと思いますけども、いかがでしょうか。関連するところでも何でも結構です。よろしいでしょうか

それでは、報告については以上ということにさせていただきます。

それでは、次に、事務局からの連絡がございますので、事務局のほうよろしくお願いたします。

○都民安全課長代理 はい、事務局よりご連絡いたします。画面のほう共有させていただきます。

先日、皆さまに令和5年度万引き防止標語の本審査のご依頼をさせていただいたところでございますが、このたび優秀作品が決定しましたのでご報告いたします。

各校上位2作品を優秀作品とし、今後、各学校を通して優秀作品の作者へ報告いたします。後日、優秀作品を啓発物にして地域の商業施設等に配布してまいります。

なお、作者の氏名は公表せず、学校名及び学年のみ公表いたします。

委員の皆さまにおかれましては、本審査へのご協力ありがとうございました。

連絡は以上でございます。

○須藤会長 はい、ありがとうございました。標語の優秀作品についてのご報告でございました。

以上となりますけども、全体を通じてご意見等があればと思いますけどもいかがでしょうか。

特に手は挙がっていないようですので、本日の議題としては以上でございます。それでは、進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願いたします。

○事務局職員 須藤会長、ありがとうございました。

以上をもちまして第 26 回子供に万引きをさせない連絡協議会を終了いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございました。それでは、これにてオンライン会議室を閉じさせていただきます。ご参加の皆さまにおかれましては、ウィンドウを閉じてご退室ください。ありがとうございました。

午前 11 時 1 分閉会